

# 日本臨床検査医学会臨床検査管理医制度

## 臨床検査管理医制度規定

平成 17 年 10 月 29 日 制定

平成 18 年 8 月 19 日 改定

平成 21 年 3 月 29 日 改定

1. 臨床検査管理医の認定は、日本臨床検査医学会制定のこの規定にしたがって実施する。
2. 認定試験受験資格
  - 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としてふさわしい人格・識見を持つこと。
  - 2) 出願時に日本臨床検査医学会の会員であること。
  - 3) 1 年間以上の臨床検査関連業務で実務経験を有すること。
3. 受験資格審査、認定作業および認定証交付は、日本臨床検査医学会の責任と基準において実施する。
4. 臨床検査専門医は、臨床検査管理医資格を申請により取得できる。
5. 臨床検査管理医証の有効期限は 5 年間とし、更新手続きは 5 年ごとに行う。

### 付 則

1. この規定は平成 18 年 1 月 1 日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

## 認定試験内規

平成 21 年 3 月 29 日 制定

1. 試験の性格  
認定試験（以下試験という）は資格試験であって、選抜試験ではない。したがって、あらかじめ合格者定数を定めることはない。
2. 試験の実施時期および実施要綱の公示
  - 1) 試験は有資格者について、当分の間、年 2 回 2 ヶ所で約 1 日の日程で行う。
  - 2) 当該年度の試験実施時期および実施要綱については実施 3 ヶ月前に公表する。
3. 試験の内容
  - 1) 試験は筆記試験と口答試験とする。
  - 2) 筆記試験は原則として記述式とし、【臨床検査管理医のための GIOs】を反映する【講習会プログラム】のなかから出題する。
  - 3) 口答試験は学会内の有識者が行い、臨床検査一般事項について行う。
  - 4) 試験内容は試験前に行う講習会の内容からとする。
  - 5) 試験問題は公表しない。
4. 試験の実施方法
  - 1) 試験は、毎回、試験実行委員会（以下実行委員会という）をおき、責任をもって実施する。
  - 2) 実行委員長は審議会において指名し、実行委員長は学会評議員の中から実行委員を選出し、審議会委員長がこれを委嘱する。
  - 3) 実行委員長、委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
5. 試験の合否判定と認定方法
  - 1) 採点は筆記試験と口答試験の合計により行う。
  - 2) 合否判定は、試験委員会内規にしたがって行う。

## 臨床検査管理医の一般教育目標 (GIOs)

平成 17 年 10 月 29 日 制定

平成 18 年 8 月 19 日 改定

平成 21 年 3 月 29 日 改定

- 臨床検査管理医の基幹 GIOs(一般教育目標 ; General Instructional Objectives)は、以下の 4 つである。
1. 臨床検査医学の実践を通じて、予防医学・健康管理の分野で貢献できる。
  2. 臨床検査部(室)ならびに臨床検査に関連した部

- 署の適切な管理・運営の基本を身につける。
3. 行政関連ならびに日本医師会、各地区医師会などの精度管理事業の企画・実行に協力し、精度管理調査・監査報告書の作成ができ、さらに立ち入り検査では学識経験者として監視指導ができる。
  4. 登録衛生検査所の業務に関して指導監督ができる。

### 講習会プログラムの骨子

平成 17 年 10 月 29 日 制定  
 平成 18 年 8 月 19 日 改定  
 平成 21 年 3 月 29 日 改定

1. 臨床検査医学の総論(検体の扱い方、基準値、感度・特異度、尤度比、内部・外部精度管理、など)。
2. 行政関連ならびに日本医師会、各地区医師会などの精度管理事業について。
3. 医療関連サービス機構が実施する施設認定について。

### 認定更新制度規定

平成 17 年 10 月 29 日 制定  
 平成 18 年 8 月 19 日 改定  
 平成 21 年 3 月 29 日 改定

1. 日本臨床検査医学会は臨床検査管理医の水準を保持するため、次の方式により認定更新制度を施行する。
2. 認定更新の申請を行うものは認定後も継続して申請時まで日本臨床検査医学会の会員でなければならない。
3. 認定更新は臨床検査専門医審議会の中に設置された受験・更新資格審査委員会が行う。
4. 認定更新は、認定を受けてから 5 年間に、日本臨床検査医学会臨床検査専門医審議会が指定した教育企画に参加し、下記の所定研修単位を取得したものについて行う。
  - (1) 更新に必要な総単位数は 30 単位以上とする。
  - (2) 上記(1)のうち 15 単位以上は、日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したものとする。
  - (3) 上記(2)の 15 単位の中には、日本臨床検査医学会学術集会ないしは日本臨床検査医学会特別例会のいずれかに 1 回以上参加した単位が含まれていること。
  - (4) 臨床検査専門医は、臨床検査専門医更新の際に自動更新となり更新料も免除される。
5. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画と参加等に関する単位数は、下記の表により計算する。
  - (1) 日本臨床検査医学会(学術集会・地方会・例会)：参加(10 点)、発表\*(30 点)
  - \*なお、日本臨床検査医学会への発表・報告による単位は、1 回の会合につき 1 題に限り認定する。
  - (2) 関連学会とは以下の学術団体を指し、その学会が主催する講演会や教育セミナー等を指す(地方会・例会を含み、参加 5 点、発表 10 点)。日本内科学会、日本病理学会、日本臨床化学会、日本検査血液学会、日本血液学会、日本臨床血液学会、日本血栓止血学会、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本臨床微生物学会、日本輸血学会、日本臨床検査自動化学会、日本 ME 学会、日本超音波学会、日本医療情報学会、日本産業衛生学会。
  - (3) 日本臨床検査医学会誌「臨床病理」の筆頭者(30 点)、共同発表者(10 点)。その他の学術論文は、レフリー制度の確立している学術誌で臨床検査医学(臨床病理学)に関連したものとし、著者名、題名、雑誌名、巻、頁、出版年度の順に記し、筆頭者 15 点、共同発表者 5 点の単位を認める。
6. 認定更新の単位登録は、学会や講演会に参加したことを証明する書類、例えば、参加費の領収書、参加証明書あるいはそのコピーなどを添付すること。
7. 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間内に取得した単位数が、更新に必要な単位数に満たないときは、認定更新の保留を申し出て、所定の単位数を満たした時に再申請をすること

ができる。なお保留期間は2年間までとし、保留期間中は認定証が失効するので日本臨床検査医学会臨床検査管理医を呼称することはできない。但し、海外留学、病気、その他のやむを得ない特別な事情による場合は、その事情を記した書類を添付し保留期間の延長を申請し、かつ受験・更新資格委員会がその事情を正当な理由と認めた場合に限り、資格失効の日から5年を限度に保留期間の延長ができる。

8. 保留期間を超過した場合であっても、その後3年以内に、更新に必要な所定の単位数を取得すれば更新資格が復活する。

付 則

1. この規定は平成18年1月1日から実施する。
2. この規定を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

臨床検査管理医の認定更新に必要な単位表

A. 日本臨床検査医学会学術集会・特別例会・支部総会・支部例会	発表・報告	30
	参加	10
B. その他の関連学会が主催する講演会や教育セミナー等	発表・報告	10
	参加	5
C. 日本臨床検査医学会「臨床病理」掲載の学術論文(1編)	筆頭者	30
	共同発表者	10
その他のレフリー制度が確立している学術論文(1編)	筆頭者	15
	共同発表者	5